

に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護看護婦および旧陸海軍従事看護婦の方（慰労給付金受給者を除く）に対して、そのご労苦に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。

請求期限 平成21年3月31日(火)
問い合わせ先 総務省大臣官房
管理室業務担当 ☎03・5253・5182

「広見川等をきれいにする 統一清掃」のお願い

環境保全課 内線311

7月6日(日)は、広見川等をきれいにする統一清掃日です。町民の皆さんには、堤防の草刈やごみ拾い等にご協力をいただきたく、お願いいたします。清流広見川を維持し、美しい故郷を後世に残すためによりしくお願いたします。なお、当日は区長さん組長さんの指示に従ってください。

日時 7月6日(日)8時～12時

作業内容 堤防周辺の草刈、空き缶・ごみ等の回収

参加者 1戸1人の参加をお願いします。

平成19年分の所得税が課税されなかった方に対する住民税の減額措置があります

＝減額申告書の提出が必要です＝

国（所得税）から地方（住民税）への税源移譲が行われ、ほとんどの方は平成19年6月から住民税が増え、平成19年分の所得税が減っています。しかし、退職等により、平成19年分の所得税がかからなくなった場合は、この所得税が減る効果を受けられません。そこで、このような税負担の増加を調整するため、平成19年度の住民税の税額を、税源移譲前の税率を適用して減額する措置が、平成19年度の住民税に限り設けられています。この減額措置を受けるためには、減額申告書の提出が必要です。※平成19年1月1日から平成20年1月1日現在まで、鬼北町内にお住まいの減額対象者の方には別途通知し、併せて申告書も送付いたします。

減額対象者 平成18年分の所得税が課税され、平成19年分の所得税は課税されない方で、次の(1)と(2)の条件の両方を満たす方です。

(1)平成19年度住民税の課税所得金額（分離課税除く）>人的控除額の差の合計

(2)平成20年度住民税の課税所得金額（分離課税含む）≤人的控除額の差の合計

※課税所得金額とは、所得から住民税の控除額を差し引いた額です。

※人的控除額の差とは、基礎控除・扶養控除・障害者控除などの所得税と住民税の差額です。例えば、基礎控除は所得税が38万円、

住民税が33万円ですので、人的控除額の差は5万円です。

人的控除の計算例

妻（70歳未満）、子ども2人（16歳未満）を扶養している夫の場合では、

基礎控除の差額 5万円

控除対象配偶者（妻）の差額 5万円

扶養控除（子ども2人分）の差額 5万円×2人＝10万円ですので、合計20万円が人的控除の差の合計額となります。

申告期間 平成20年7月1日から7月31日まで

申告書の配布 鬼北町役場税務課・日吉支所
（町のホームページでもダウンロードできます。）

申告書の提出先

平成19年1月1日現在お住まいの市区町村

注意事項

次の方はこの減額措置が適用されません。

○平成19年中に亡くなられた方

○海外へ転出され平成20年1月1日現在国内に居住されていない方

○寄附金控除などの人的控除以外の控除額が増加し所得税が課税されなくなった方

○住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方

○平成19年度の住民税が均等割のみの方

お問い合わせ

役場税務課課税管理係

☎45-1111（内線222・223）